平成２２年（フ）第２３２号
京都市上京区烏丸通上立売上る西入柳図子町320番地　Ａ＆Ａコート今出川105号
債務者　岡村　知枝（旧姓城使）
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２７６号
広島県呉市焼山政畝１丁目15番１号
債務者　久保　　徹
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２３号
広島県呉市蒲刈町向1316番地
債務者　三上伊都子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２６号
広島県呉市西辰川２丁目３番15号
債務者　藤本電工こと　藤本　　稔
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２７号
広島県呉市宮原12丁目３番13号
債務者　藤本　洋子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第３６号
広島県呉市本通１丁目２番８―201号
債務者　倉本喜美子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第３９号
広島県呉市川尻町小仁方１丁目９番20号
債務者　松浦　貴文
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第４３号
広島県呉市阿賀南６丁目８番１号、住民票上の住所広島県呉市伏原３丁目２番４号
債務者　インテリアファーストこと　有本　守
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第４４号
広島県呉市広大広２丁目７番４号
債務者　前田日出子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第４２５号
山口県下関市豊北町大字滝部3452番地８
債務者　河野　隆子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４４６号
山口県下関市豊北町大字神田3930番地
債務者　河野　和子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４６７号
山口県下関市豊北町大字滝部3452番地８
債務者　河野　恵一
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３７２号
佐賀県佐賀市若宮３丁目１番３号
債務者　今村重機こと　今村　熊市
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１号
佐賀県佐賀市巨勢町大字牛島93番地15　メゾンドゥ亀川209
債務者　清永マルディこと　ＫＩＹＯＮＡＧＡ　ＭＡＲＤＩＥ　ＤＥ　ＶＥＲＡ
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２号
佐賀県小城市三日月町三ヶ島325番地３
債務者　山田加代子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４号
佐賀県佐賀市鍋島１丁目17番19号
債務者　松永　健太
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５号
佐賀県三養基郡みやき町大字天建寺2304番地７
債務者　鶴田　隆幸
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７号
佐賀県鳥栖市藤木町2278番地２Ｆ
債務者　矢冨　一三
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係